

時短要請等協力金の支給対象について（1月21日開始 時短要請）

1 認証店の方へ

次の①②いずれかを選択可能です。

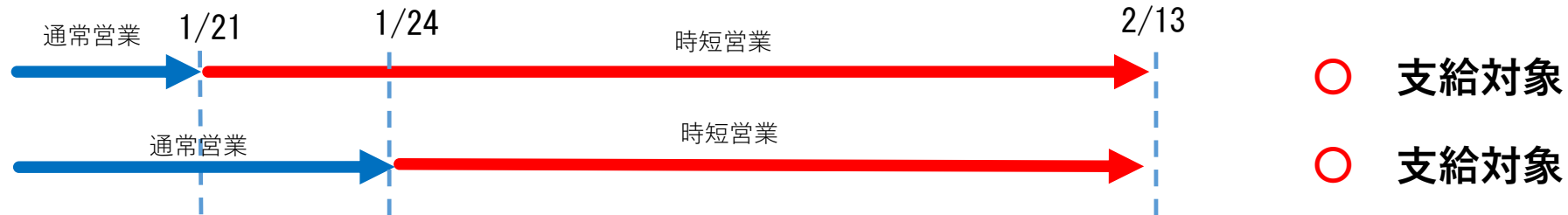
① **午後9時までの営業時間短縮要請**にご協力ください。（酒類の提供可）

② **午後8時までの営業時間短縮要請**にご協力ください。（酒類の提供不可）

※通常営業時間が午後8時を超え、午後9時以内の方は、すべての要請期間において、営業時間を午後8時までに短縮する必要があります。

○要請に全面的に協力された場合、協力金を支給します。

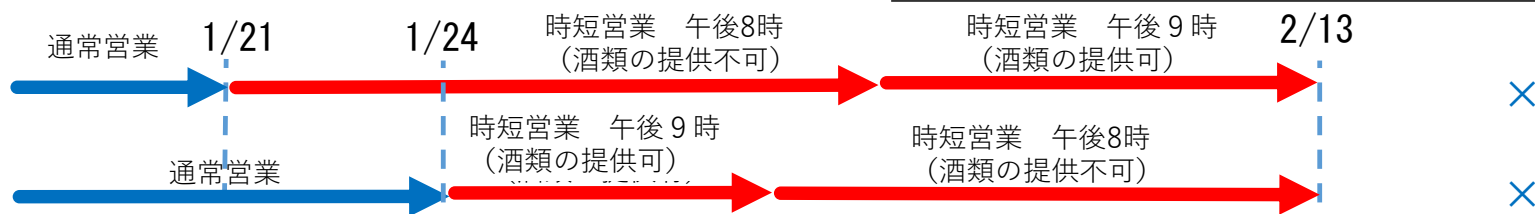
⇒すべての要請期間（遅くとも1月24日（月）から開始してください）において、営業時間を短縮する必要があります。



※支給が認められない例

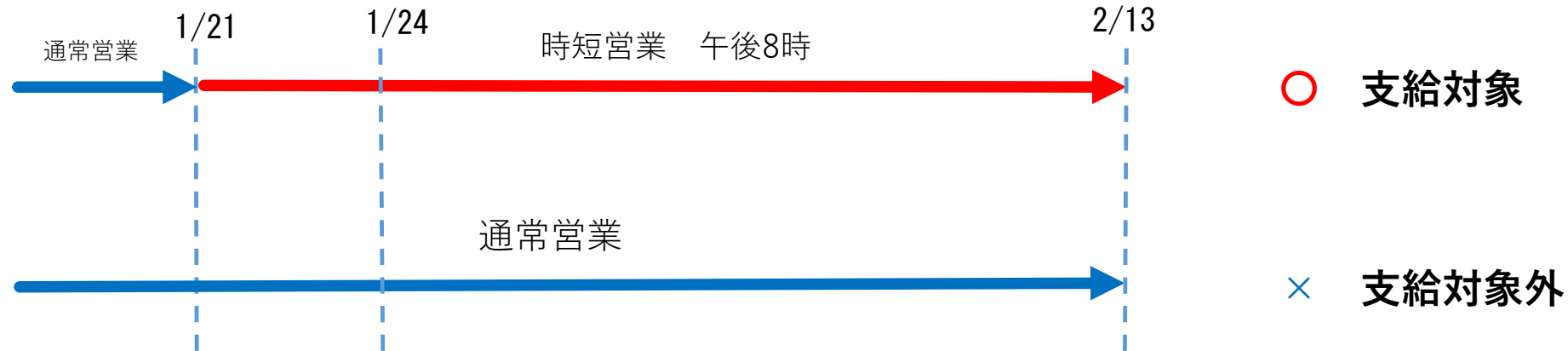


※午後9時までの営業時間短縮（酒類の提供可）又は午後8時までの営業時間短縮（酒類の提供不可）の選択については、1月21日（金）から1月23日（日）までの期間も含め、すべての要請期間内で統一してください。



※通常営業時間が午後8時を超え、午後9時以内の方は、②午後8時までの営業時間短縮（酒類提供不可）を選択された場合のみ、協力金が支給されます。

なお、通常営業することも可能ですが、この場合は協力金の支給対象外となります。

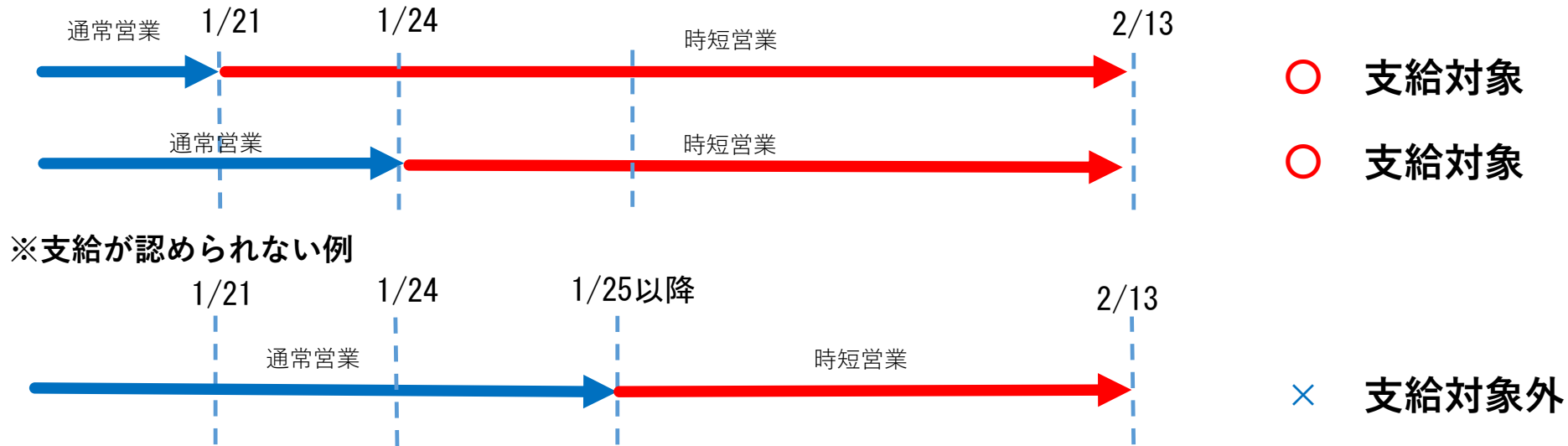


2 非認証店の方へ

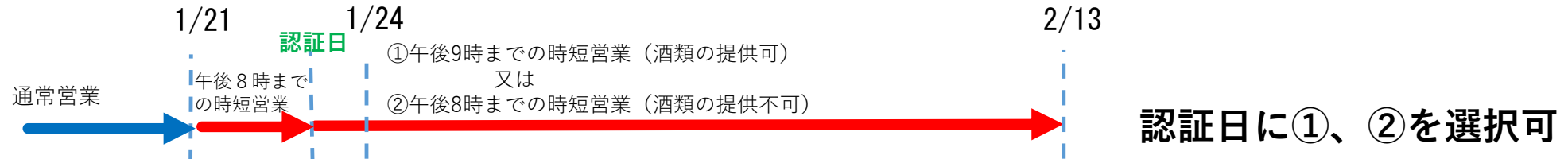
○午後8時までの営業時間短縮要請にご協力ください。(酒類の提供不可)

○要請に全面的に協力された場合は、協力金を支給します。

⇒すべての要請期間 (遅くとも1月24日(月)から開始してください)において、営業時間を午後8時までに短縮する必要があります。



※認証申請中の方は遅くとも1月24日(月)までに認証を受けた場合のみ、
認証日に、①「午後9時までの時短営業」又は②「午後8時までの時短営業」を選択できます。



なお、1月25日(火)以降、認証店となられた方は、協力金上は非認証店と同一の取り扱い、
「営業時間短縮 午後8時まで」「酒類提供不可」「協力金 1日あたり2.5万円~7.5万円」となります。